

各位

2016年3月

雑誌コード管理センター 管理委員長 大山恒生  
同 センター長 米津ますみ

『雑誌コード規約』制定にあたり

日本の雑誌流通の礎となる雑誌コードの運用規約がこの度制定することができた。1978年  
に出版業界共通の5桁の雑誌コードが制定されて以来、実に三十余年の年月を経た後、業  
界内では、初めて明文化された運用規約となる。これまでは、雑誌コードの運用上の手引  
きは存在したものの、大綱となる規約は定められずに運用されてきた。その間、大過なく  
運用できたのも、出版業界ならではの、「良心」や「常識」、加えて業界各位が持つ「柔軟  
性」に依ってきたことが大きい。

雑誌の売上金額が、近年右肩下がり続き、危機が叫ばれている昨今、明解な規約を定め、  
それを業界の内外に公開することは、必要最低限の努めと考える。この「雑誌コード規約」  
制定は、遅きに失した感があると呈される苦言は、敢えて甘受する。しかしながら、これ  
が、雑誌の創刊や新商品の開発等、新しい血液が出版業界に流れることに繋げれば、当に  
望むところである。

言うまでもないが、商品流通には、物流と商流の大きく分けて二つの流れがあり、電算化  
を前提とする現代において、そのどちらにも必要とされる識別子が商品コードであり、雑  
誌流通の世界では、雑誌コードである。雑誌コードは、一般的な商品コードと異なり、雑  
誌という商品に特有な要素、すなわち誌名と号数の二つ要素から成り立っている。また雑  
誌の休刊後一定期間を経た後、コードがリサイクルされ、復活使用されることが可能なこ  
とも同じ出版業界で使用される ISBN コードと異なる雑誌コードの特徴である。雑誌コー  
ドは、有限な資源であるが故、円滑なコードリサイクルが適う規定の整備はもとより、合  
理的なシステム作りも急務であると考えている。

「雑誌コード規約」の各条文は、取得、使用等に関わる基本的な約束事である。雑誌コー  
ドを使用する関係各位は、「雑誌コード規約」を十分に理解していただき使用されたい。運  
用上の詳細については、日本出版インフラセンターのホームページに雑誌コード管理セン  
ターのページがあるが、そこにある利用の手引き（ソースマキシングガイド）をダウンロー  
ドされるなど活用され、理解を深めていただきたく願います。

さて、「雑誌コード規約」が制定された同月、出版流通業界内で、大変胸の痛くなる出来事  
があった。三月は残酷な月となったが、同時に復活と再生の春でもある。雑誌という文化  
の樹に新たな芽が萌え出し、そしてそれが金色に輝く枝葉となることを切に願う。